論点 誤振込み

事　　例：Xは，Y銀行に普通預金口座を，Xの夫Aは，B銀行に預金元本額1100万円とする定期預金口座をそれぞれ開設していた。X及びAの自宅に侵入した窃盗が，Xの普通預金とAの定期預金の預金通帳等を窃取した。この窃盗から依頼を受けたCほか2名は，B銀行において，Aの定期預金を解約するとともに，その解約金約1100万円をY銀行のX名義の普通預金口座に振り込むよう依頼し，これに基づき，Xの普通預金口座に同額の入金がされた（本件振込み）。Cほか1名は，Y銀行において，Xの普通預金の預金通帳等を提示して，Xの普通預金口座から1100万円の払戻しを求めたところ，Y銀行はこれに応じ，Cほか1名に1100万円を払い戻した（本件払戻し）。Xは，Y銀行に対し，本件払戻しに係る預金1100万円及び遅延損害金の払戻しを求めた。Y銀行は，「本件払戻しにつき善意無過失であったから，478条により免責される。仮に，免責が認められなかったとしても，本件振込みは，誤振込みと同様に，受取人となったXにおいて，これを振込依頼人に返還しなければならず，振込金相当額を最終的に自己のものとすべき実質的権利はないから，Y銀行に対する本件振込みに係る預金の払戻請求は，権利の濫用である」と主張した

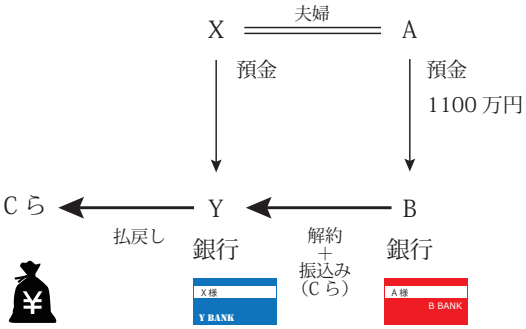

問題の所在：478条の適用がない場合，Y銀行の主張は認められるか？

Ⅰ　預金債権の成否

判例（最判平8.4.26【百選Ⅱ72】）＝受取人が普通預金債権を取得する

（事例の処理）XがY銀行に対して，約1,100万円の普通預金債権を取得する

（理由）振込みは，振込依頼人と受取人間の原因関係から切り離された無色の取引ととらえるべきであり，振込依頼人と受取人との間の原因関係の有無により預金契約の成立が左右されると解するのは妥当でない

Ⅱ　権利濫用

判例（最判平20.10.10）＝払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって，詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど，これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは，権利の濫用に当たるとしても，受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは，権利の濫用に当たらない

☑　最判平20.10.10の原審は，大要「本件振込みに係る預金は，Xにおいて振込みによる利得を保持する法律上の原因を欠き，Xは，この利得により損失を受けた者へ，その利得を返還すべきであり，Xとしては，本件振込みに係る普通預金につき自己のために払戻しを請求する固有の利益を有せず，これを振込者又は最終損失者へ返還すべきものとして保持し得るにとどまり，その権利行使もこの返還義務の履行の範囲に止まるものと解すべきである。そして，この権利行使の方法は，特段の事情がない限り，自己への払戻請求ではなく，原状回復のための措置を執る方法によるべきである。」と述べ，Xの払戻請求を権利の濫用に当たるとした

（理由）

①平成８年判決によれば，原因関係が存在しない場合であっても，受取人が普通預金債権を取得するとされている

→受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担するという，振込依頼人と受取人との間に原因関係が存在しない場合に一般的に想定される事情があるのみでは，受取人による当該振込みに係る預金の払戻しを請求することが権利の濫用であるとまでいうことは困難

②受取人による預金債権の行使が権利の濫用であるとした場合，その預金債権がそのまま宙に浮いてしまうという困難な問題も生じる

③払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって詐欺罪等の犯行の一環を成すような場合には，その払戻請求は公序良俗に反する

→このような払戻請求は，受取人と振込依頼人との間の原因関係の存否とは別個の理由から，権利の濫用であると評価することができる

Advance　振込依頼人の特定

ａ　本事例における，振込依頼人はＡかＣらか？
　→平成 20 年判決は，振込依頼人をＣらであるとみている
　∵　仕向銀行であるＢ銀行との間で振込委託契約を締結し，Ｂ銀行に本件振込みを依頼したのはＣらである

ｂ　ＣらはＸに対し，不当利得返還請求権を行使することができるか？
　→できない
　∵　不法原因給付（708）に当たる

Advance　実質的被害者であるＡに係る法律関係

ａ　Ａの定期預金についてのＢ銀行によるＣらに対する払戻しが，悪意又は有過失によってなされた場合
　ＡのＢ銀行に対する預金債権は失われていないから，Ａには「損失」が生じていない
　→Ｂ銀行に損失が生じるから，Ｂ銀行が受益者に対して，不当利得返還請求権を行使することになる

ｂ　Ａの定期預金についてのＢ銀行によるＣらに対する払戻しが，善意・無過失によってなされた場合
　ⓐＡのＢ銀行に対する預金債権は失われる
　→ＡはＣらに対して不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権（709）を取得することになる
　ⓑＣらが無資力である場合，ＣのＸに対する不当利得返還請求権を代位行使（423）することはできない
　∵　債権者代位権は債務者の権利を行使するにすぎない
　ⓒＡはＸに対して，直接不当利得返還請求権を行使することができる
　∵　ＣらがＢ銀行においてＡの定期預金を解約し，その解約金をＸの普通預金口座に振込送金したことによって，ＡはＢ銀行に対する預金債権を失い，Ｘが預金債権を取得したことになる
　→社会通念上，Ａの「損失」によってＸの「利得」を図ったと認められる関係がある

Advance　最決平 15.3.12【刑法百選Ⅱ 51】との関係

平成 15 年決定は，誤振込みがあった場合の受取人の払戻請求は詐欺罪（刑法 246 Ⅰ）を構成するとしているが，これと矛盾しないか？
→矛盾しない
∵　預金債権の行使が権利濫用であることを理由として，受取人の払戻権限を否定し，詐欺罪が成立するとしたものではない